

境夢みなとターミナル指定管理者募集要項等に係る質問・回答

回答日	質問	回答
令和6年 9月10日	募集要項P4記載について 「外港竹内南地区の警備は境港管理組合が他地区と一括して実施する。」（現地説明会の資料中）とあるので、指定管理者は、外港竹内南地区の警備は行わなくて良いということでしょうか。もう少し具体的にご教示下さい。	保安警備に関する業務は、仕様書第2の1の（12）に記載しておりますとおり、指定管理者に実施いただく部分があります。ターミナルの職員（指定管理者）は、埠頭保安従事者として埠頭保安管理者の指示に従って、境港管理組合が委託した者（警備員）と共同して保安対策に当たっていただきます。境港管理組合等が定期的実施する保安訓練等へも参加してください。 また、船舶（クルーズ客船及び国際定期フェリー）の着岸時には、SOLAS制限区域の警備の実施（具体的には、乗客等及び入出港に係る関係者の入退場、物資の搬出入等に対応する誘導・警備員の配置）を行ってください。（仕様書第4の1の（1）のイ及び2の（1）のイに記述しています。） この他、ターミナルには機械警備用設備（設置業務委託先：ALSOK山陰株式会社）を導入しており、この建物の機械警備は、指定管理者自らが契約していただきます。令和2年度以降、保守点検費用は年額132,000円（税込）です。 令和6年8月20日回答分の質問・回答を併せて御覧ください。
令和6年 9月10日	仕様書P5記載（P7、P8も関連）について 「SOLAS制限区域の警備のため、境港管理組合が委託する者が警備室に駐在する。」とありますので、指定管理者は常駐警備を委託する必要はないのでしょうか。 解釈として、「船舶非着岸時は境港管理組合が委託する警備員が常駐しており、常駐警備を指定管理者が委託する必要はない。但し、船舶着岸時には指定管理者が状況に応じて必要な人員を他警備会社へ委託する。」という理解でよろしいでしょうか。	指定管理者自らが常駐警備を委託する必要はありません。 考え方は、お見込みのとおりです。なお、指定管理者が警備業法に基づいて都道府県公安委員会の認定を受けている警備業者であれば、他警備会社へ委託される必要はありません。
令和6年 9月10日	境港クルーズ船受入れ業務マニュアル別紙3について 警備員の配置時間は、午前7時から午後5時までとなっておりますが、変更の可能性はありますでしょうか。 また、図面では配置人員が11名となっておりますが、増員等の判断は指定管理者が自ら行うのでしょうか。	参考資料「境港クルーズ客船受入れ業務マニュアル」別紙3に記載したスケジュールは、あくまでも一例です。午前7時から午後5時までに固定されておりません。クルーズ客船の寄港スケジュールに合わせた警備員の配置としていただく必要があります。 なお、令和7年度以降の寄港日程は、運航者等と調整して決定されますので、あらかじめお示しできません。 また、クルーズ客船寄港時の誘導・警備員の配置人数の判断は、マニュアルを基本として指定管理者が自ら行っていただきます。その際には、寄港日程、乗船者数及び出入国審査の有無等を勘案して判断することとなります。
令和6年 9月10日	参考資料の図面集について 機械警備システムの防犯センサーや監視カメラ等の配置についての警備図面の提示は可能でしょうか。 ※セキュリティ上の面で難しいようであれば結構です。	機械警備システムの防犯センサーや監視カメラ等の配置については、保安対策上、警備図面を一般に公表できません。 については、希望者に対し、一定の制約のもと、現場確認及び関連図面を閲覧できる機会を設けますので、令和6年9月15日までに電話又は電子メールにて境港管理組合総務課へお申し出ください。（日程は個別に調整します。） (現場確認及び関連図面閲覧の際の制約) ・知り得た情報については、秘密の保全が厳に行われるべきことを理解し、当該業務に関する情報の秘密を保持することを確約する。 ・メモは可。写真撮影は不可。 【注】 機械警備のシステム等については、仕様書別紙3-2（主要設備機器一覧表）に掲載がありませんでしたので、協定書締結時には「電気設備」に追加することとします。